

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 協働によるまちづくりの推進

『合志市都市計画マスタープラン』に掲げる将来都市像及び構想を実現していくためには、行政による取り組みはもちろんのこと、住民、行政、企業等が将来目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」によるまちづくりを推進することが必要です。

(1) まちづくりの役割分担と相互支援

① 県の役割

県は、県土全体の健全な発展を図るため、広域的な観点から都市計画に係る各種基準や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定め、区域区分の決定や、広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行います。

また、都市計画区域の再編や都市計画区域マスタープランの適宜見直しを行うとともに、準都市計画区域の指定や、大規模集客施設の立地を許容する都市計画の決定または変更にあたり、広域的な観点から調整を図ります。

② 市の役割

市は、市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域地区等の指定や都市基盤整備など、行政でなければできない公平な立場での取り組みを担います。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどに努めていきます。

③ 住民の役割

住民は、行政が進めるまちづくりに対する理解や協力にとどまらず、生活の場である地域活動への参加をはじめとして地域コミュニティの醸成、地区計画や建築協定などのルールへの締結とその遵守などにより、地域の環境の改善又は保全に主体的に関わっていくことが大切です。

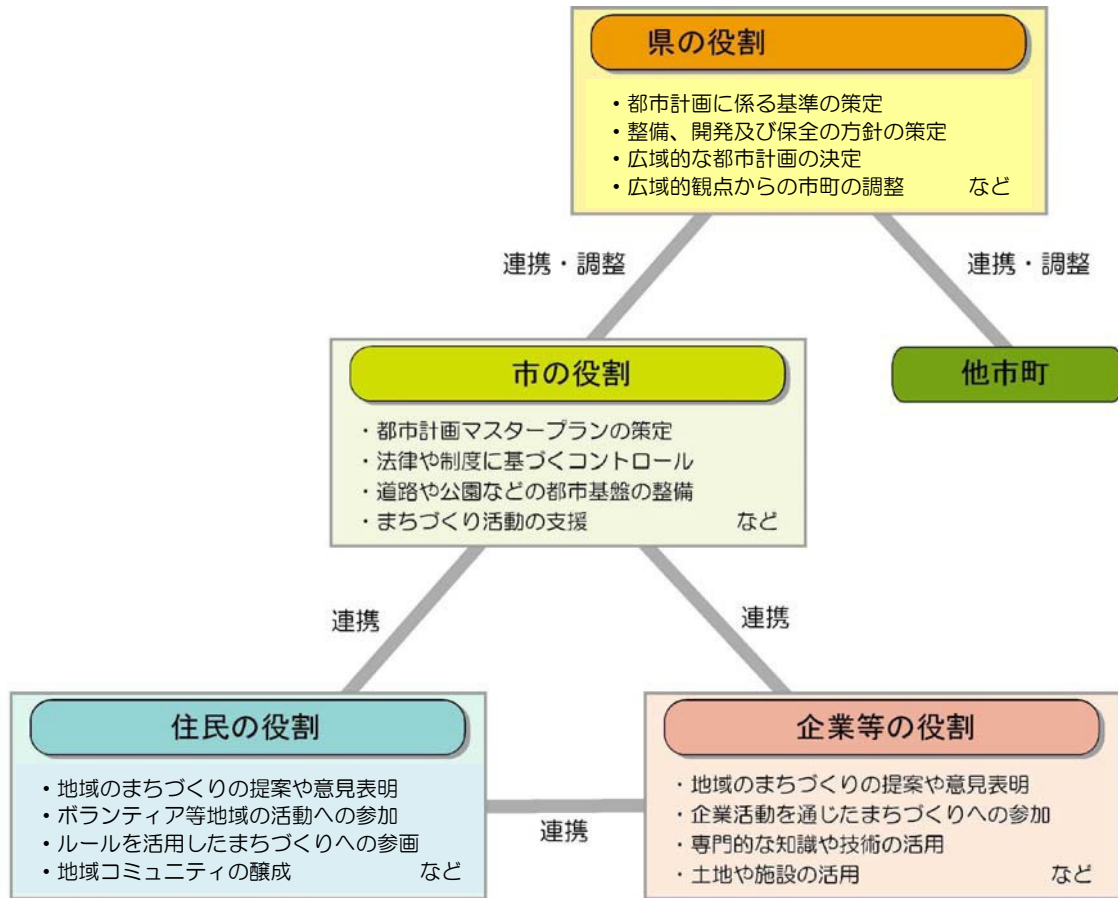
また、協働によるまちづくりの推進に向けて、都市計画の提案など、制度の理解と積極的な活用を図ることが期待されています。

④ 企業等の役割

企業等は、事業活動を通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが不可欠です。

また、地域の構成員として、CSR/SDGsといった様々な事業活動を通して行政や住民が進めるまちづくり活動への積極的な参加・協力が求められています。

◆まちづくりの役割分担のイメージ



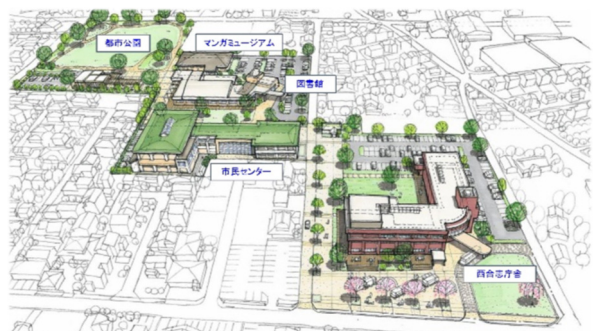
(2) 協働のまちづくり制度の活用

2000年（平成12年）の都市計画法の改正により、住民または利害関係人による地区計画の申し出制度が創設され、また2002年（平成14年）の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の創設により、住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするために、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者による都市計画の提案制度が創設されました。

本市においても、2010年（平成22年）に「合志市自治基本条例」が施行され、その理念に基づき、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集し、市政に反映させることを目的とした「合志市まちづくり事業提案制度」を制定しており、これまでに10事業が認定されています。

また、近年では全国的にもまちづくり会社やNPO等の民間組織がまちづくりに積極的に取り組む事例が増加しており、都市再生推進法人の指定や道路・公園等の占用許可の特例など、官民連携のまちづくりを支える、まちづくりの活動場所を広げるための支援制度といった都市再生推進法人制度が拡充されてきました。本市においても、2018年（平成30年）に1団体を都市再生法人として指定しています。

◆まちづくり会社による管理運営等が行われるルーロ合志（旧西合志庁舎）周辺



行政として必要な情報の提供に努めるとともに、住民等は制度の目的や趣旨を十分に理解し、都市計画への積極的な参加と協力のもとに、このような都市計画の制度を活用しながら、協働のまちづくりを推進していきます。

2. 都市計画マスタープランの管理と継続的改善

本市の今後のまちづくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、進捗状況を定期的に整理し、計画の適切な管理を行っていく必要があります。

都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、法制度等の改正や社会経済情勢の変化、上位計画の見直しなど、都市計画マスタープランの方針に大きな影響を及ぼす場合には、状況に応じて適宜見直しを行うとともに、課題への対応策の評価や新たに生じた課題を整理し、計画へフィードバックすることで、計画を継続的に改善・実行していきます。